

第六十二号条例

(発行年 / Year)

1910

契字三條條例

未成年者ノ契約ノ関ニ法律ヲ改定ス條例

(一千八百七十四年八月七日)

未成年者ノ契約ノ関ニ法律又ニ成年者カ
未成年ノ間ニナセシ契約ヲ確認スルコトノ関ニ
法律并ニ必尊重ノ関ニ法律ヲ改正スルヲ
便宜ナリトスルカ故ニ此ニ集衆集セテ國會
僧俗ノ貴族ノ員及ビ衆議員ノ協議員并ニ
其評議ヨリ最高最貴ノ女王陛下ニヨリ
左ノ如ク布告セラルモノナリ

内

閣

第一條 爾後、其契約ノ捺印契約タルト單純

契約タルト同クス成ニ貸与セシ又ハ

未成年者ヨリテ

將ニ貸与セラルントスル金錢若クハ既ニ

ナセシ契約ハ其
必尊重物タルカ

供給セシ又ハ將ニ供給セラルントスル物

ハ其ニ外無キ

品ニ對シテ之ヲ并清セシガ為メニ

ナリ

ナス契約(必尊重物ノ関ニ契約以外)

及ビ未成年者トノ凡テノ計算ハ

純粋的ニ無効タルベシ

但シ此布告ハ未成年者ノ現在

又將來ノ條例ニヨリ或ハ普通法

又ハ衡平法ノ規則ニヨリテナシ

偶ニ契約ヲ「（此ノ契約ハモラウ確立ノ例ニトシテ）」ニセラルベシ

又ニ未成年ノ間ニ契約セシ債權アリテ并濟セシ

成年後ニセシ約束、若クハ未成年ノ間

未成年者契約

ニナセシ約束、又ニ契約ヲ成年後ニ確

ニ確認ヲナセリテ
此ニ因テ何事ノ
訴訟ヲモ提起
スルコト偶ニ

認セシモノニ關シ之ニヨリテ其人ニ責

ヲ負ハルニ爲メ、何事ノ訴訟ヲモ起ス

ト偶ニナリ、コハ成年後カニ約束

又ニ確認ニ對シテ新タニ約因ノ有

内閣

名義

又ニ此修例ハ千八百七十四年ノ未成年者

救助修例トナリ

以上法律報告書修例ノ部ノビクトヤ即任者

三十七年及ビ千三百八十年ノ修例本文ノ譯述ナリ

アリニ此ニテ評シテ曰リ

千八百七十四年ノ未成年者救助修例ハ未

成年者ノ契約ニヨリテ各自已テ約束セテ

スルコトヲ救助セリ、實ニ大ナリ其目的々

ルヤ、第ニ幼年ノ不経験ノ結果ヨリ

彼等ヲ保護スルニテ成年後ニ名譽

上ヨリ其契約ヲ固キセトスル結果ニ於テ

ラニテ守護セラルルガ如シ

此布告ノ結果に左ノ如シ

(イ) 未成年者トナスル契約ヲ能ク

無効トセヨ

(ロ) 未成年者トナスル契約ガ爾後

確認ヨリテ訴追スルモノナリナリ

ハット

云々

内

閣